

東播磨港

「第一体制（警戒勧告）」の措置内容

在港各船は台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難態勢を整えること。

「第二体制（大型船等避難勧告）」の措置内容

- 1 10,000 総トン以上の船舶は原則として港外に避難すること。
- 2 1,000 総トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせること。
- 3 工事作業船等は作業を中止し、安全な場所に避難すること。
- 4 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。
- 5 避難船舶は、
 - (1) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 船橋当直員・無線当直員を配置すること。
 - (3) AIS搭載船舶はAISの常時作動を確認すること。

「第三体制（全船舶避難勧告）」の措置内容

- 1 総トン数 1,000トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。
- 2 総トン数 1,000トン未満の船舶は、状況に応じた安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
- 3 避難船舶は、
 - (1) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 船橋当直員・無線当直員を配置すること。
 - (3) AIS搭載船舶はAISの常時作動を確認すること。